

令和2年度 第2回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 令和3年3月24日（水）：午前10時30分～午前11時41分
会 場 練馬区役所地下 多目的会議室
出 席 者 委員31名（うち代理出席2名） 欠席委員5名
幹事1名 書記1名 事務局4名
公開の可否 可
傍 聴 者 0名

1 開会

2 答申

青少年対策連絡会会長から青少年問題協議会副会長（会長代理）へ答申

3 議題

（議長）

それでは、議題に入らせていただきます。

先ほど、青少年対策連絡会会長より答申を頂きましたが、改めまして、青少年対策連絡会の検討結果のご報告をお願いいたします。

（青少年対策連絡会会長）

練馬区青少年対策連絡会会長でございます。

令和2年7月21日付で諮問のありました「子どもたちを健やかに育てる運動」における「青少年を取り巻く環境実態調査」について、答申いたします。

答申内容に至った経過等については、書面でまとめてまいりましたので、それを読み上げさせていただきます。

報告前に一言申し上げさせていただきます。今回はとても難しい内容でありました。検討会も例年より1回多く開催し、実際に調査を行っている育成地区委員をはじめ、連絡会メンバーそれぞれの立場からご意見をいただき、対策連絡会として意見をまとめました。

はじめに、従来の調査についてですが、現在の調査内容および調査方法は、子どもたちを地域で見守るという点で効果があり、非行行為の防止という抑止力が働くのではないかという意見が多数でした。

保護者は当然ですが、学校や地域でも、子どもたちを見守っていくために、健全な成長に好ましくない影響を与えるおそれのある環境を把握することは大切です。

調査において見聞きした情報は、地域や保護者の方々と情報共有をして、日々の見守りに役立てるようにしています。

ある地域では、子どもたちがよく行く場所、子どもたちで話題になっているお店に、希望した保護者の皆さんと育成地区委員が一緒に見学に行ったりしているという意見もあり

ました。また、PTAの方が育成地区委員になっていただいている地域では、地域の調査結果を各学校に持ち帰っていただき、活用しているとのこともありました。

一方で、毎年調査をするのはどうなのかといった意見もありましたが、店舗の入れ替わりやPTAなどの方々の交代などを踏まえると、1年に1回確認することが大事ではないかということになりました。

また、不健全雑誌等販売機についてですが、平成26年から設置台数は、近年変わっていない状況です。連絡会では、設置台数の現状や、設置は違法ではないなどの理由から、調査の必要性はないのではとの意見もありました。しかし、地域に新たな設置がないことを確認するとともに、新たに設置が確認された場合には、地域の保護者との情報共有に努めることが必要ではないか。過去には、所有者の方とお話しして撤去につながったという意見がありました。

設置が継続されている場所に対しては、見守りを重点的に行うなど、その周辺での子どもの行動に注意を向けるなどに活用していく、保護者も「あの場所にはそういうものがある」ということを知った上で、家庭で子どもとの行動範囲のルールなどを決めていただくよう活用してもらいたいとの意見でした。

よって、不健全雑誌等自動販売機の調査を続けていくことは必要であると意見がまとまりました。さらに、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店への調査は訪問という形で実施しており、店舗の方から直接青少年の様子を聞いたりしながら行うことは、健全な育成環境づくりの意識向上、非行行為の防止につながっているという意見で一致いたしました。

従来の調査についてまとめますと、「子どもたちを健やかに育てる運動」の目的、地域、学校および行政が一体となって青少年を見守っていくためにも、調査を継続していくことが望ましいと考えます。

さらに申し上げますと、各地域の調査結果の活用・情報共有の方法などについて明確なものがあるとよいと考えます。

次に、従来の調査の充実について、青少年対策連絡会副会長から説明いたします。

よろしく申し上げます。

(青少年対策連絡会副会長)

練馬区青少年対策連絡会副会長でございます。

本協議会において青少年のインターネットなどの利用実態等についてのご意見があったことを踏まえて検討いたしました。

インターネットは現在の生活において必要不可欠なツールになっている一方、インターネットを通じた情報、およびSNSなどのアプリは正しい認識と正しい利用をしないと、個人情報流出など、トラブルや非行行為につながるおそれがあります。子どもたちが、インターネットなどを利用ができる環境としては、スマートフォンやゲーム機、パソコン、タブレットなどです。いずれも保護者の承諾、許可があって購入し、使えるというものになります。子どもたちが犯罪に巻き込まれること、不特定多数の人間とのやり取りなどで

トラブルになること、これらを防止するには、何よりも保護者が利用のルールを決め、守っているかを見守っていくことが重要であり、効果を発揮するものとの意見が多数でした。

また、年齢など子どもの判断力の成長に合わせたルールづくりが必要なこと、万が一トラブルにあったときに、家庭内で相談できる環境を整えることも大切といったお話もありました。

また、青少年のインターネット利用については、法令等の規定や、国・都での調査および区における取組が、既に行われています。

法令等のインターネット上の有害情報対策として、携帯電話等の販売店には、青少年の利用確認が責務とされていました。保護者に対しては、18歳未満の利用契約時、セキュリティーについての説明を販売店等から受け、フィルタリングの利用をしない場合には、正当な理由等を記載した書面を事業者に提出する旨、定められていました。

また、利用に関する調査では、内閣府が「青少年インターネット利用状況調査」、東京都が「家庭における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査」がそれぞれ毎年実施されています。

区の実態調査としては、平成27年度にいじめに関する観点から、「インターネット・携帯電話等に関する実態調査」が行われています。また、区立学校において、情報モラル講習会、SNS練馬区ルールなどの取組が行われています。

情報技術の日々の進化を踏まえると、高度な専門知識なども必要であり、従来の調査の中で行っていくことは難しいということでも一致しました。一方で、まずは、地域からもインターネット等における非行防止に向けて、啓発をしていく取組を進めることを推奨します。

また、カラオケボックス、まんが喫茶の利用実態調査を加える検討も行いましたが、法令等の規定や各業界の取組により、青少年に対しては午後11時から午前4時の入店時間制限や入店時の身分確認など、青少年の利用については対策が行われていました。訪問調査については、警察でも立入りには、営業妨害等にならないよう十分に配慮しているなどのお話もあり、従来の調査に加えて取り組むことは困難との結論になりました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま、青少年対策連絡会会長、副会長から、検討結果の報告をいただきました。

それでは、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

今、ご報告いただいた答申の内容の中で、実際に店舗などを回り、従業員へ青少年の様子を聞き、状況を見て保護者へ情報を提供する、地道なこの繰り返しが見守りという役割を果たしているのも、今後も調査を継続していく方がよいということで話がございました。ただし、地域の実態調査の活用について、明確なものがあつた方がよいとの発言もございました。

また、インターネット等に関する調査につきましては、情報技術の進化等から高度で専門的な知識が必要であり、現在の調査に加えることは難しい。

インターネット等により、青少年が犯罪に巻き込まれない、非行防止という点からも保護者の役割が重要であるということでございます。

ただ、地域の見守りとして、区の出組などの啓発を行っていった方がよいのではないかと発言がありました。

ただいまの答申、ご発言について、ご質問がある方または賛成の立場からのご意見、別の考え方など、挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言いただきたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

(委員)

青少年育成地区委員会なのですが、先日もこの実態調査を行いました。

調査をしながら日々の様子を伺い、その中で色々な情報を得るという方法で行っております。地域を回って調査があるので様子が聞けるので、今の現状を把握できる。そういう利点もあるし、また地域の教育力という中で、地域で見守るという立場が、私たち地区委員会の立場かなと思ひ、できることは何かなという部分でも、必要かなと思っております。

あるいは調査をしなくなって、どのように、誰が、言いに行くかという部分でこういう調査をしております、ぜひ、地域の教育力の中でご協力お願いしますというお話ができるのではないかと考えております。

今は、確かに随分少なくなっているかもしれませんが、これも長い間、諸先輩方がずっと続けてきた結果かなと思っております。

SNSに関しては、様々な家庭での子どもとのコミュニケーションの中で、ぜひ抑止されていければと思うし、また育成地区委員会でも子どもを対象に、一緒に考えていくという活動を行っていてもいいのかなと思っております。以上です。

(議長)

ただいま、委員にご意見いただきました。

皆様、今のご意見に関しまして、ご賛同される方などいらっしゃいますか。委員お願いいたします。

(委員)

今回子どもたちを健やかに育てる運動、青少年を取り巻く環境実態調査ということで、答申が提出されましたが、本当に青少年対策連絡会の方々、育成地区委員の皆さんも、本当にお疲れさまでございました。

地域のこうした活動を行っている皆様には、大変お世話になっているところでございます。

私たちが子どもの時に比べると、最近の卒業式などを見ていると、本当にあれが卒業式なのかなと思ひ、合唱コンクールみたいな雰囲気のある卒業式が多いわけですが、こんなに大人しくて大丈夫なのかなと、逆に思ったりもします。

そうした現場での現状があつて、小中学校を取り囲む現状がありますが、地域の皆さん

のこうした地道な努力があつてこそ、と私は思うのです。

ただ、今回の成人誌の自販また、アダルトビデオの調査を毎年地道に行っていたと思いますが、調査を行った情報の活用をどう考えていらっしゃるかお答えください。

(議長)

それでは、青少年対策連絡会会長よろしく申し上げます。

(青少年対策連絡会会長)

各地区委員会で調査した結果は、各地区委員会の本部環境部会で総会などの会議で、委員ほぼ全員が情報を共有する、学校、PTA、保護者の方が委員さんになっていただいているので、そういう方たちが、さらにそれを学校に持ち帰り、資料としてデータをつくりますし、それをそれぞれ各委員の方が、学校に持ち帰って、さらに情報共有するという形で活用しております。

よろしいでしょうか。

(議長)

委員、お願いします。

(委員)

情報の活用、せっかく調べたことを活用しない手はないですから、PTAの方々に知っていただき、それぞれの保護者の方が知っていただくということは大変重要なことです。それを踏まえて、SNSのリポートがあつて、色々な技術の進歩があつて、それについていくのは大変ですが、地道なことにこれからも取り組んでいただきたいと思います。このSNSの調査は、国がやるべきことであり、都がやるべきことで、また練馬区がやるべきことで、行政主導でしっかりとやっていくべきことだと思います。しかしながら、こういった地道な取組というのは、地域でしかできないことで、国や都ではできないことです。これは平成5年から始まっている調査らしいのですが、これからも地道な取組として行っていただきたい、と思っております。

あとは、保護者がもうちょっと責任持たなければいけない。子育てをするにおいて、学校の中、地域の中だけでなく、親として子をしっかりと育てるような世の中にしなければいけないと、私は個人的に思っていますので、保護者への周知を、もうちょっと提示していただきたいと思います。以上です。

(議長)

ただいま、委員からご意見がございました。

ほかに、委員よろしくお願ひいたします。

(委員)

答申から、今の調査の充実についてということですが、今の子どもはインターネットやスマホで情報を得ます。

相変わらず調査継続しているようですが、いかがなものかというご発言をした委員さんもいらっしまったと思いますが、まさにそのとおりです。

答申にもありますが、青少年のインターネットの利用については、保護者、家庭での教育だと考えます。

早い時期にインターネットの危険性、SNSの危険性を保護者や学校が教育していく、利便性だけではなくて。

例えばの話ですけれども、大学生は今、休校になっていて孤立していて、孤独だと、将来に対する不安に付け込んで、20代の若者の60人以上が某団体に入信したと。まだ続いているようです。

これは、不安な時期を、コロナによって拡大している時期で、ますます、若者がそういった勧誘で拡大していく気がしています。

そういう、いかがわしい団体は、SNSに軸を移してきている。

ですから、なかなか母親が気づくというのは本人がしゃべらない、気がつかない部分もあります。ぜひ、学校なり家庭で、恐ろしさを、教育していくべきじゃないかなと思います。

(議長)

ただいま、委員からご意見をいただきました。

今のご意見に関することでも、ほかにご意見がある方は挙手をお願いします。

委員、お願いいたします。

(委員)

私は公募委員ですので、区民の立場での意見を述べたいと思います。

先ほどの話を伺ってしまして、「健やかに子どもたちを育てる」という目的の手段が、当初の「環境の実態調査」という観点からは、「大人たちへの啓発活動」という観点に軸足が移りつつあるのが実態なのではないかと感じました。

もし啓発活動であるとするならば、恐らくデジタルよりはアナログで対人とのコミュニケーションで行われる方が効果はより高いと私自身は思っています。ですので、「啓発活動」という手段に軸足を移した上で、引き続きこの活動を進めていっていただくというのは、1つのあり方ではないかと考えております。

一方で、すでに議論は出ておりますとおり、子どもたちの生活の環境は、アナログの世界よりデジタルの世界の方へ拡大していっている実態があり、今後この問題はどんどん拡大していくのではないかと危惧しています。したがって、この問題に対する対策は、今回の答申とは別にしっかりと進めていく必要があると思います。本協議会の中で何かできることがないのかという点は今後の検討課題であり、もしこの協議会での対応が難しいのであ

れば、どのように対応していくのかということ、区全体としてぜひお考え頂きたいと思
います。

なお、これは、一区民としてのお願いということになりますが、もしアナログよりはデ
ジタルの方へ子どもの生活空間の比重が移っているのだとすれば、区としてもデジタルの
領域への対策に予算を配分しなおして頂く必要があるのではないかと思います。

(議長)

ただいま、委員よりご意見を頂戴いたしました。
ではほかに。委員、お願いいたします。

(委員)

答申については、私は賛成です。

今の委員の皆さんからご意見があったように、私も、下の娘がこの間、中学校を卒業さ
せていただき、早速スマホを買ってほしいということで、買ってあげたのですが、ずっと
スマホをやっているのです。保護者の立場からスマホの利用についても口をすっぱく言っ
ているのですが、一番思うのは保護者も、スマホの危険性を知り得ていない保護者が多い
のではないかと、思っております。

子どもについても、なかなか具体的な危険性に乏しい子どももいるのではないかなと考
える観点から、情報モラル講習会など、学校で、子ども向け、あるいは保護者向けの啓発
活動をされていますが、ここにもう少し力を入れると実態の危険性を得られると思うので
す。保護者の参加率は低いので。情報モラル講習会のここら辺に、恐らくフォーカスを当
てられた方がいいのではないかと、というのが私の意見です。

以上です。

(議長)

ただいま、委員より意見がございました。

その中で、特に気になるということで、保護者の参加率が低いというのを懸念されてい
ることでしたけれども、そのご意見について、いかがでしょうか。

(委員)

先ほどの話をいいですか。

地区委員会の、先ほどの情報共有というところで、うちは関地区委員会ですが、そこ
には必ず中学校からは、校長もしくは生活指導主任が参加して、情報を共有し、こちら
からの情報を經由でき、環境部会などの情報も学校に持ち帰って、生徒保護者にきちん
と伝えるという形を取っています。

そして、先ほどのスマホ、SNSの利用に関してですが、実際保護者の参加率は非常に
低いのです。それでも、その都度、毎回毎回、保護者会なり三者面談なりでやっており
ます。

中学校ではSNS練馬区ルール、これをベースにしたものを生徒会等と話し合っ、それぞれ学校独自でルールを設定し、掲示して、常に啓発活動を行っていくという状況を進めています。

また、本校では、「スマホ脳」という、本が話題になっていますが、先生方に本を読んで、どのくらいこういう効果があるかとか、そういう事を理解して子どもたちに話してほしいという形で伝えているような状況です。

また、これらの本を来年度、学校図書館にも置いて、生徒たちが自分たちで手に取るようにという形で、啓発活動を続けていけたらと考えております。

雑駁ですが、以上です。

(議長)

ただいま、委員の方からご意見がございました。

関連する質問などございましたら、挙手の上、お願いいたします。

いかがでしょうか。委員お願いいたします。

(委員)

先ほどから皆さんご意見が出ておりますが、私も賛同いたします。

そこで、今の社会の中で、この結果報告を活用するために、地域の教育力と町会がどう関係してくるのかなということを問題提起したいです。

今でも、コロナで、本当にたくさん死んでいる人がいる。孤独には耐えられないという現実が、このコロナの問題で分かってきているのです。

そうすると、お祭りや地域の教育は、どのように関係するのかということ、私は今後の問題としていきたい。

直接関係ないつき合いになるのかもしれませんが、私の中の反省を申し上げたいです。

そのときには、私の子どもは中学生です。42年前、あの頃、オリンピックがあって、高度成長期で、集団就職で東京へ出てきました。自分たちは語弊があるかもしれないけれども、経済的に苦しいから教育を受けられなかった。塾が出来て、どんどん、どんどん塾へ行く。その点から、今、8050問題というのが起きているのではないかと思うのです。

8050問題って何だと言うと、50歳まで働かない人がいて。学歴があるが働くことを知らない。その上、親の財産を狙ったり、あるいは子殺しという事件が起きている。ということは、私たちの世代が失敗だったのではないかなと思います。

これを今後の教育に必要ではないか、私は今そういうことで反省しています。

以上です。

(議長)

委員からご意見をいただきました。

昔の事も踏まえられ、ご意見を頂戴したところでございます。

ほかに、ご意見、賛同の意見も結構でございます。

他の考え方も結構でございます。何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。

ご意見が出尽くしているようですので、ただいまのところ、特に修正意見は、なかったと思われま

そこで、この「青少年を取り巻く環境実態調査」につきまして、従来の調査で、青少年を見守っていくためにも調査の継続が望ましい、そしてSNS、インターネットに関しまして、保護者の啓発、普及の推進に力を入れていくことが望ましいということで、委員の皆様にご異議がなければ青少年問題協議会のまとめの意見とさせていただきたいと考えております。

皆様、この青少年問題協議会としまして、区長に具申したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ、拍手でご承認をいただければと思います。

(拍手)

(議長)

それでは、承認をさせていただきました。

ここで、議題の審議が終わりましたので、青少年対策連絡会会長、副会長は退席させていただきます。

青少年対策連絡会会長、副会長、ありがとうございました。

それでは、続きまして次第の4、報告事項に入りたいと思います。

それでは、①令和3年度練馬区青少年育成活動方針（案）について、事務局から報告をお願いします。

4 報告事項

(事務局)

資料2により説明

(議長)

ただいま事務局から報告がありました。

これにつきまして、何かご質問等ございましたら挙手でお願いいたします。

いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

(委員)

この活動方針、先ほどのご報告の中で文字数を減らして見やすいようにご努力をされたということをお聞きしましたが、リーフレット作成時にレイアウトは、ノイズカット効果ということで、文字数を減らして、特にフォーカスということに注目してほしい事を明確にいただければと思いました。これは感想にとどめます。

本題は、1点、お聞きしたいのが、毎年こちらのリーフレットを発行して配付されてい

るということで、対象にどれだけ届いているのか、また閲覧数がどのくらいあるのか、把握されていることを教えてください。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

配付数は、例年8万部以上を作っております。

配付は、青少年問題協議会の委員の方、それから区立小中学校の全児童・生徒、区内保育園、幼稚園、認証保育所、青少年育成地区委員会それから青少年関係団体、青少年委員、民生・児童委員、町会連合会、ほかに他区の青少年所管課等に配付しているところでございます。

(委員)

承知しました。

それだけの数を発行してお届けしていただいているということですがけれども、どう見ても届いた先のリアクションが見えてこないのかなというところが、課題として見られるのかなと。一方的な啓発活動に効果があるのは疑問を持っています。

地域と一緒に活動していくには、インターネット、色々な要素を取り入れることが重要だと思っています。

例えば、この紙面の中に「おうちでチェック」を、例えばネットで集計できるとすれば、リーフレットの閲覧者数の把握でしたり、その後の推測に様々な応用が利くようになってきます。

協力をしてくださった方には、例えば、ねり丸のマスクを提供するなどしますと、ますます参加者を募ることが可能だと思うのです。

このインターネットに取り込んでいくという点について、見解を教えてください。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

インターネットの活用というのも広まっているところでございますので、今後の検討課題として、検討を続けたいと思っております。

以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

それでは、続いて関連するご質問がございましたら、挙手でお願いいたします。

いかがでしょうか。ないのであれば、先に進みます。

続きまして、②令和2年度練馬区子どもたちを健やかに育てる運動について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料3により説明

(議長)

ただいまの事務局からの報告につきまして、何かご質問等ございますか。

ありましたら、挙手の上、お願いいたします。

委員、お願いいたします。

(委員)

4ページの店舗の状況です。

第一のレンタルビデオ店の練馬区役所前、こちらが協力店になっていないということですが、区役所の真ん前でやっています、協力店ではないというのは好ましくないのもう少し頑張ってほしいなと思います。

また、レンタルビデオ店が入っているところと、入っていないところがありますので、上のところのエリアをお願いして、全部入っていただくよう推奨してみたいはいかがでしょうか。

以上です。

(議長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

育成地区委員会の方と一緒に働きかけ、協力なり、取り組んでまいりたいと思います。

どうぞご協力よろしくお願いいたします。

(議長)

(委員より挙手あり) 委員お願いします。

(委員)

私は久しぶりに青少年問題協議会のメンバーにさせていただいたので、本日、事務局か

ら健やか運動の一環で、夕べの音楽の話から、緊急事態宣言は終わりましたが、コロナの放送が夕方流れていますが、時間は何故変えたのですか。

冬は4時半で、夏は5時半に変わったのか。以前は、冬場は5時で夏は6時だった。

なぜ4時半と5時半にしたのかなというのが、私はずっと感じていて、せっかく協議会のメンバーにさせていただいたものですから調査研究していただきたいなど。各区の事情ですとか。

夏に5時半に家に帰るといのは、私は、子どもたちはどうなのかなということを感じていましたので、一度、調査研究していただければなど、問題提起です。

以上です。

(議長)

よろしいですか。

そちらの委員、どうぞ。

(委員)

今、時間のことをすごく言われているのですけれども、今の子どもたちは、本当に毎日塾ばかり行っていて絶対4時半には帰っていませんし、5時半にも帰っていないです。

だから、放送を聞いて理解しても、自分の行動とは一致できないことについて、動線調査と一緒に調査していただきたいなど思っているところです。

(議長)

要望ということでよろしいですね。

それでは、先ほど挙手された、委員、お願いいたします。

(委員)

この報告書の方の4ページで、先ほどの委員の発言と被るのですけれども、まず1点目が、前回の会議で、このレンタルビデオ店に指摘した箇所が含まれているところと含まれていないところがあるというところで、1点が、保谷駅前のレンタルビデオ店が含まれていない、この理由について、まず教えてください。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

該当する地区委員会に確認しましたところ、保谷駅前店が西東京市だったということでございました。所在地の関係ということでございます。

(議長)

委員、お願いします。

(委員)

この報告書が、子どもたちの環境の実態に即している調査というのであれば、例えば私は南大泉で生まれ、最寄駅は保谷駅で西東京市で、レンタルビデオ店の所在地が西東京市ですが、練馬区民の人たちも利用している、実際、私もそこを利用したことがあります。

ですから、店舗の所在地が他の自治体にあるからといっても、実際にはそこを使う練馬の区民の子どもたちもいるということ、この報告書に反映させるのが、より実態に即しているのかなと思っています。

また、同じページの中に、調査対象の本屋さんの協力店が4店舗あります。

残り2店舗が加入しない事情が、先ほど別の委員のお話があって、ご答弁が薄かったかなと思ったので、事情をもっと詳しく教えていただいているのですか。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

店舗の方にも働きかけているところで、お願いしてやっているところでございますが、加入しない事情は不明のところがございます。

今後、育成地区委員会にも聞きながら、できるだけ協力いただけるように働きかけていきたいと考えているところでございます。以上です。

(議長)

委員どうぞ。

(委員)

お願いします。最後にします。

この訪問調査先についてですが、レンタル店およびコンビニが対象、仮にアダルトビデオや、そのグッズが青少年の成長に好ましくないというのであれば、区内で展開されている大型ディスカウントショップですとか、古本屋、などが対象とならないということを教えてください。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

まず、この調査につきましては、長年やってきているところでございます。

ただ、古本屋ですとか、子どもたちが行けない所とかあると思います。

しっかり調査をやっていただいている委員の方の意見を聞きながら、古本屋まで必要なかどうかを確認していきたいと思っているところでございます。以上です。

(議長)

ほかにご意見等ございますか。

委員、お願いいたします。

(委員)

調査をしていただき、ご尽力ありがとうございます。感謝いたします。

6ページのコンビニのところを伺いたいのですが、イトインのコンビニがすごく増えていて、ここから平等で聞き取りしていただいたことで、どのように使っているかという事が見てとれて、とても必要な調査だと思います。

気になるところが、飲食スペースでW i - F i でゲームするというところで、子どもたちの気晴らしになってゲームして、今W i - F i が必要なゲームが増えているとともに、子どもたちの居場所になっていることが見てとれると思います。

今度、新しくできた北保健相談所のところにできる児童館にW i - F i ができたりするので、W i - F i が、もしかして中高生の居場所づくりには重要なのかなと感じました。

一方で、万引きの話が残念ながらあったり、小学生の子が大金を使っておごったりするなど、この背景には分かりませんが、心配な点もありますが、今後、調査を踏まえて、区としてはどういう対応を取るか、を伺いたいと思います。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

この調査は育成地区委員会でやっております。委員の方に携わっていただいているところもございますが、こういう状況については、意見があったとの情報を提供させていただきます。P T Aの方で、学校で問題がないかということの確認をしていただいているところでございます。

調査結果が、フィードバックできるような形で、様々なところに提供しているところがございます。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

万引きとかになると、P T Aで受け止めるのが難しい問題だと思うので、学校の話なのか分からないのですが、その辺りもP T Aのサポートを練馬区として、していただきたいなと思います。

あと、直接は関連しないですが、重要なことは、そういうことをしてはいけないという

のを、しっかりと伝えることが、まず大事なことなのですが、なぜその子がそういうことをしてしまったのか、という理由をきちんと丁寧に理解していくことかなと思います。最近、話題の本で「ケーキの切れない非行少年」、反省させると犯罪者になりえるという印刷があって、ショッキングなタイトルですが、反省はもちろん重要なのですが、その前にその子が何でそういうことをしてしまったのかということに、認知能力の問題があったりして、むしろ問題のある子が理解されないまま、周りから誤解を受けて、そのまま社会に適合できなくて、犯罪者になるというケースがある、ことを記した本なのです。

理解してもらおうということは、なぜそういうことをしてしまうのか、小さいうちに理解していただくということがとても重要だということをお伝えしたいと思います。以上です。

(議長)

ただいま、委員より意見を頂戴しました。

ほかに何かございますか。

無いようですので、それでは続きまして、次第の方に進みたいと思います。

以上、報告事項は終わります。

5 その他

(議長)

5番のその他というところでございます。

委員の皆様から何か、なんの問題でも結構でございます。

ご意見等がございましたら、お願いいたします。

委員、お願いいたします。

(委員)

つまり、世界的にもお祭りとか、色々な遊びをしていかななくては生きていけないので、今お祭りというのは非常に重要です。

東京都でも、町会連合会に地域の底力のため、色々なイベントでお祭りをするための補助金が出ています。それだけお祭りというのは大切です。ところが、お祭りをするには区市町村の所帯数のある程度の加入がないとできません。

ですから、小さい子どもたちを持っている若いお父さん、お母さんに町会に入っていたきたいのです。学校を通じて、町会の存在と言うのをもう少し再認識していただいて、町会加入するような運動へ誘っていけばいいなど、私はこう思っています。

そうでないと、地域への教育力、ただ単にお題目に終わってしまう。実行力がないと効力がないという感じです。ぜひ、この提案がこの場で適切であるかどうか、私も迷っていたのですが、せつかくの機会ですので、ご提案を申し上げたいと思います。

(議長)

貴重なご意見、ありがとうございます。

ほかにございますか。

委員、お願いいたします。

(委員)

本当は、この場でお伺いしてもいいのかどうか分からないんですけども、SNSによる子どもの被害というところで、よく新聞に出ています。

そうしたことを、ここに入れるのは、なかなか難しいので、今の練馬区における先生に対する指導などをお伺いしたいのですが、いいですか。

(委員)

今の委員のご質問の趣旨がよくわからなかったので申し訳ないのですが、いずれにしても、SNSについては、先ほどから、話題になっております。学校現場でもこれは様々な機会をとらえて、指導をしているところです。先ほどからよく出るSNS、これは練馬区としてルールをつくって、それを基に各学校でもルールをつくって、さらに言えば、家庭でもルールをつくってもらいたい。一つずつ段階を踏みながら、SNSを子どもたちが適切に活用していく、また犯罪に巻き込まれないようにしていく、そのような活動・運動をやっています。

先生方は、様々な形で指導を行っているのですが、これだけのスマートフォンが普及してきますと、教育活動や部活動で、あるいは生活指導の場で、スマートフォンを使ってやり取りをするということがあるかもしれません。しかし、練馬区教育委員会としては、それは絶対にやってはいけないと各学校に指導しております。

個人的な通信を使って、先生が子どもたちと、あるいは保護者とやりとりをすることは駄目ということです。

答えになっていましたか、大丈夫ですか。

(委員)

大丈夫です。もう一ついいですか。

引き続きですけども、特殊詐欺というのは、うちの商店街の方に街路塔放送で特殊詐欺防止のテープを流してくださいとよくお願いされます。

特殊詐欺は、警察署に伺いましたら、今、被害額が1週間1,960万ぐらいの金額なのでですけども、今の現状というのは、いかがでしょうか。

(議長)

青少年問題協議会では、ここは違うご質問でございますが。

(委員)

違いますが、警察の方がおいでになっていらっしゃるんで、お伺いしたいだけです。

(議長)

それでは、警察署の方、マイクをよろしいでしょうか。

(委員)

私は、少年係としてこちらに参加させていただいているのですけれども、練馬区での特殊詐欺の被害について、どれぐらいかというところ、過去から比べてというところの問合せですか。

まだ、令和3年になってから現在3月は特殊詐欺ゼロを目指して、推進月間中ではあるのですけれども、先月も被害がありました。

ただ、例年の推移に比べると、今のところは、頑張っているのか抑えられているかなというところはあると思いますが、今後も対策を強化して、昨年度よりは1件でも少なくしていきたいと思っています。

令和2年度は令和元年と比べると減少しています。

(議長)

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

ないようですので、それでは事務局、何かありますか。

(事務局)

事務局でございます。

本日、会議資料のほかに参考資料といたしまして、リーフレットをお配りしております。

こちらにつきましては、内閣府が作成した青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットでございます。

こちらは、令和3年3月に厚生労働省を経由して各自治体へ周知依頼と併せて送付があったものでございます。

本年度、ご議論いただいております内容や、青少年対策連絡会の答申内容にもありました、家庭内での取組、保護者の理解へという点で参考となるものと思ひまして配布させていただきました。

こちらにつきましては、今後小学校PTA連合協議会・中学校PTA連合協議会などへも周知いたしまして、普及啓発に活用してまいりたいと思ひているところでございます。

報告は以上です。

6 閉会

(議長)

それでは、皆様ご協力の下、時間等スムーズに審議は済みました。

本日、予定しておりました議題は全て終了いたしました。

令和2年度第2回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。
ありがとうございました。